

あぐりぽうと

鹿角市農業農村支援機構 かづのアグリポートセンター

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市役所農林課内
〒018-5292 TEL30-0276・FAX30-1515
E-mail:agri@city.kazuno.lg.jp

令和2年9月1日発行
第155号



病害予測モニタリングを行っている
スマート農業実証試験ほ場（ハウス胡瓜）

担い手を
育成します

新規就農研修生募集

就農に必要な経営・生産技術、または新たな部門開始に必要な農業技術等を身に付けようとする方を募集します。

	未来農業のフロンティア育成研修	鹿角市新規就農者研修
対象者	申請時概ね50歳未満の方	申請時60歳未満の方
研修場所	県内各試験場（農業・果樹・畜産） 花き種苗センター等	市内先進農家・農業法人等
研修期間	2年間（令和3年4月～令和5年3月）	6ヶ月～12ヶ月（令和3年4月～令和4年3月）
奨励金額	月額10万円（市外の試験場は月額12万5千円）	月額10万円
申込期限	令和2年10月9日（金）	令和2年10月9日（金）

※申請書類を提出していただきますので、お早めにご相談ください。
※各種研修の申請様式はウェブサイトからもダウンロードできます。
https://www.city.kazuno.akita.jp/shigoto_sangyo/norin/8/4/4769.html



問 鹿角市農林課構造改革推進班 TEL30-0241

人・農地プランの見直し

あなたがお住いの地区の
「地域農業の将来設計」に
ご協力ください！



鹿角市では、後継者や農地管理の問題、大規模経営化や複合経営の推奨等、地域の農業が抱える課題やその解決策を地域毎にまとめ、話し合いを通じて、地域農業を次世代に引き継いでいくための設計図である「人・農地プラン」の見直しを進めています。

この見直しの話し合いでは、農家の皆さんだけでなく、農地をお持ちの方、農業委員会、JA、土地改良区、農地中間管理機構などがワンチームで将来に向けた課題や意見を出し合います。しかし、今のコロナ禍の中では、多くの人が集まる場に抵抗を持つ方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方は地区を担当している農業委員や農地利用最適化推進委員を通じて、農地に関わる「あなたの声」をお聞かせください。

- ・農地を相続したが農家ではないので誰かに譲れないか？
- ・自分が農業をやめた後に農地を引き継げる人はいないか？
- ・これから経営規模を増やしたいが、貸してくれる人はいないか？
- ・集落の近くに耕作農地をまとめたいが、交換等に応じてくれる人はいないか？
- ・こういう仕組みがあれば、農作業の効率が上がって農地の管理が行き届くのでは？…などなど



問 農林課構造改革推進班 TEL:30-0241
鹿角市農業委員会事務局 TEL:30-0283

収入保険が鹿角市の農業を応援します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少を補償します。



収入保険は、あらゆる
収入減少を補償します

“無利子”のつなぎ融資を用意しています。資材費や人件費の支払、借入金の返済も心配せずに、安心して営農継続ができます。



申込期限
令和2年11月30日

加入については、複式簿記で記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表と損益計算書を添付して確定申告を行っていること（青色申告）が必要です。

問 秋田県農業共済組合 北鹿支所 TEL:23-7401

狩猟免許の取得を支援します

新規狩猟免許取得者確保対策事業費補助金

野生鳥獣による農作物の被害防止策としてクマやカラスなどの捕獲事業の担い手確保のため、新たに狩猟免許を取得し、市猟友会へ入会される方に対して資格取得費用を助成します。

対象者：① 免許の取得後、市猟友会に入会し有害鳥獣捕獲事業に従事することが確約できる方
② 本市に住所を有する20才以上の方で市税などを滞納していない方

対象金額：① 第1種猟銃免許及びわな猟免許を取得し猟友会へ入会するのに要した費用から5万円を控除した額
② わな猟免許を取得し猟友会に入会するのに要した費用
※銃本体や保管庫の購入費用や、既に猟友会に入会している方への入会費用は対象外です。

無許可・無免許での罠の使用は違法です！

無免許・無許可での罠使用により重大事故が発生しています。狩猟法により、箱罠などの使用は、県が実施する試験に合格して免許の交付を受け、かつ県の許可が無ければたとえ自己防衛のために自分の敷地内で使用する場合でも違法行為となります。

違法となる行為 ○無免許・無許可者による罠の設置・使用。
○とらばさみなどの禁止猟具の使用
○ソキノワグマの捕獲に罠を使用する行為

違法行為に対しては一年以下の懲役または百万円以下の罰金が科されます。また、警察によるパトロールも常時実施されております。

問 鹿角市農林課農地林務班 TEL30-0246

刈払機取扱い作業安全教育(基本速習)の開催について

刈払機による刈払い作業は労働災害の発生率が高い作業のひとつであり、刈払機使用中の転倒、刈刃の跳ね返り(キックバック)や飛び石など多くの重篤な災害のほか、振動障害及び刈刃による切創から死亡災害に至る事故も発生しております。当協会では労働衛生法に定められた内容に基づく一部講習(基本速習)を行っております。刈払機の事故防止のために講習会の受講をお勧めします。

- 講習内容 刈払機作業に対する安全教育
刈払機に関する知識、作業に関する知識
振動障害及びその予防に関する知識 計2時間
- 受講料 テキスト代等若干の費用をご負担いただきます。
※受講修了者には修了書を交付いたします。
詳細については下記までお問い合わせください。

問 職業訓練法人 鹿角地方職業能力開発協会 TEL23-4330

令和2年分の所得税確定申告より青色申告特別控除の適用要件が変わります

- 変更点① 青色申告特別控除額が変わります。(現行65万円⇒改正後55万円)
② 基礎控除額が変わります。(現行38万円⇒改正後48万円)
③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用条件に加えて
e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

なお、鹿角市農業農村支援機構では農業者の皆様の青色申告を支援する「ソリマチ農業簿記講座」を11月から、新型コロナウイルス感染拡大防止策を適切に講じた上で開催を予定しております。詳細については次回本紙第156号(11月1日発行)にてお知らせいたします。

問 鹿角市農業農村支援機構 TEL30-0276

イベント中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため9月20日(日曜日)開催予定の「第12回 かづの元気フェスタ」は中止となっております。

問 鹿角市農林課構造改革推進班 TEL30-0241

令和2年度

JAかづの青年部

「手作り野立て看板」

～野立て看板を通し、農への思いを伝える～

テーマ 「農業のある地域づくりの
大切さに関する地域住民へのアピール」

JAかづの青年部が作成した「手作り野立て看板」が、管内の各地に設置されています。盟友たちが、農畜産物の大切さや農政などに対する訴えを作品にぶつけ、仕上げています。ぜひご覧ください。

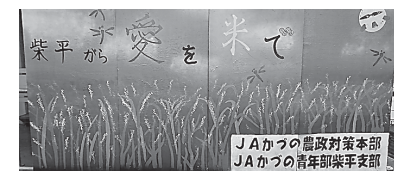
問 JAかづの青年部事務局 TEL22-2001

今年の作品を一部ご紹介！



←花輪支部
農機センター向かい側

柴平支部→
旧Aコープ
しばひら店前



JAかづの農政対策本部
JAかづの青年部柴平支部